

鳥取県児童養護施設等の新型コロナウイルス感染対策に係る緊急環境整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県児童養護施設等の新型コロナウイルス感染対策に係る緊急環境整備事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、児童養護施設等における新型コロナウイルスの感染拡大防止を図ることを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、「児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業実施要綱」（「児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業の実施について」（平成27年6月5日付雇児発第0605第3号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）別紙。以下「実施要綱」という。）に定める事業のうち、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる補助基準額と同表の第4欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）から補助事業に伴う収入（本補助金を除く。）の額を控除した額を比較して少ない方の額（ただし千円未満の端数がある場合はこれを切り捨てた額）以下とする。なお、補助対象経費は、いずれも交付決定日の属する年度の4月1日から3月31日までのものとする。

3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付の条件)

第4条 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）に対し、本補助金の交付に際して、次の条件を付すものとする。

- (1) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (2) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(3) この補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした帳簿を備え、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

（交付申請の時期等）

第5条 本補助金の交付申請は、知事が別に定める日までに行わなければならない。

- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

（交付決定の時期等）

第6条 本補助金の交付決定は、交付申請を受けた日から起算して、知事がその財源に充当する国の補助金の交付を申請してから当該交付の決定を受けるまでの日数に、原則として30日を加えた日数が経過する日までの間に行うものとする。

- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。
- 3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（承認を要しない変更）

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、本補助金の増額以外の変更とする。

- 2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

（実績報告の時期等）

第8条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

- (1) 規則第17条第1項第1号の場合にあつては、交付決定を受けた年度の翌年度の4月10日
 - (2) 規則第17条第1項第2号の場合にあつては、補助事業の中止又は廃止の日から20日を経過する日
 - (3) 規則第17条第1項第3号の場合にあつては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日
- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第4号及び様式第2号によるものとする。
 - 3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
 - 4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第5号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

（財産の処分制限）

- 第9条 規則第25条第2項ただし書の期間は、適正化施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間とする。
- 2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械及び器具
 - (2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの
 - 3 第6条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。この場合において、第6条第1項中「財源に充当する国の補助金の交付を申請してから当該交付の決定」とあるのは、「処分について厚生労働大臣の承認を申請してから当該承認」と読み替えるものとする。

（対象事業の制限）

- 第10条 本補助金を交付するのは、別表の第1欄に掲げる事業について、事業を行う施設等1ヵ所につき1回限りとする。ただし、災害等やむを得ない事情により再び同様の事業を実施する場合はこの限りではない。

（雑則）

- 第11条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、子育て・人財局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年5月1日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年8月14日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年3月11日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年7月6日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

別表（第3条関係）

1 補助事業	2 事業実施主体	3 補助基準額	4 補助対象経費	5 補助率
感染防止用の施設用消毒機器等の購入事業（実施要綱第3 4に該当する事業のうち、衛生用品の購入、施設等の消毒、感染症予防の広報・啓発に該当する事業）	児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、児童心理治療施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム、児童家庭支援センター、婦人相談所の一時保護委託先	県が施設ごとに定める額	報酬、給料、職員手当等、賃金、報償費、共済費、旅費、需用費、役務費、委託料、改修費、設備整備費、備品購入費、賃借料等	10/10
	里親	1 里親当たり 50,000 円		
施設等の個室化改修事業（実施要綱第3 4に該当する事業のうち、施設等の個室化に要する改修に該当する事業）	児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、児童心理治療施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム、婦人相談所の一時保護委託先	県が施設ごとに定める額		
	里親	パソコン1 台当たり 100,000 円 タブレット1 台当たり 100,000 円 インターネット回線整備一式 100,000 円		
オンライン授業等受講環境整備事業（実施要綱第3 4に該当する事業のうち、オンライン授業等のためのインターネット環境の整備、パソコン・タブレットの購入に該当する事業）	児童養護施設、母子生活支援施設、児童心理治療施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム、婦人相談所の一時保護委託先	県が施設ごとに定める額		
	里親	パソコン1 台当たり 100,000 円 タブレット1 台当たり 100,000 円 インターネット回線整備一式 100,000 円		
施設等の職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施していくための事業（実施要綱第3 4に該当する事業のうち、研修受講、かかり増し経費等に該当するもの）	児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、児童心理治療施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム、児童家庭支援センター、婦人相談所の一時保護委託先	県が施設ごとに定める額		
	里親	1 里親当たり 50,000 円		

様式第1号（第5条関係）

新型コロナウイルス感染対策に係る緊急環境整備事業計画書

1 実施施設の概要

- (1) 施設の名称及び所在地
- (2) 施設種別
- (3) 設置主体及び運営主体
- (4) 入所（利用）定員
- (5) 事業開始予定日 ※新設の場合のみ

2 事業計画の概要

- (1) 事業内容
- (2) 事業の目的 ※事業の目的、必要性、緊急性、事業の効果等を記入すること。

3 事業費内訳

- (1) 対象経費の実支出予定額 (単位：円)

科	目	金額	算出内訳
報給職員賃報共旅需役委改設備賃	手当償済用務託修整備備入	酬料等金費費費費料費費料	
合	計		

4 他の補助金の活用の有無 (有・無)

※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をすること。

※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記入すること。

5 消費税の取り扱い（一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者）

6 添付書類

- ・補助金申請額内訳書（別紙1）
- ・見積書等金額が確認できる書類

別紙 1 - 1 (里親以外)

新型コロナウイルス感染対策に係る緊急環境整備事業補助金申請額内訳書

(単位：円)

事業名	補助対象経費の 実支出予定額 A	寄付金その他の 収入見込額 B	差引額 (A-B) C	補助基準額 (別表第3欄参 照) D	算定基準額 (CとDのい ずれか低い方 の額) E	県補助所要額 (千円未満の端 数切捨て) F
感染防止用の施設用消毒機 器等の購入事業						
施設等の個室化改修事業						
オンライン授業等受講環境 整備事業						
施設等の職員が感染症対策 の徹底を図りながら業務を 継続的に実施していくため の事業						
合計						

(記入上の注意)

- 1 A欄には、同一事業で複数の契約がある場合は、その合計額を記入すること。
- 2 D欄には別表第3欄の掲げる補助基準額を記入すること。
- 3 F欄にはE欄と同額を記入すること。(ただし、千円未満の端数がある場合はこれを切り捨てた額を記入すること。)

別紙1-2 (里親)

新型コロナウイルス感染対策に係る緊急環境整備事業補助金申請額内訳書

(単位：円)

事業名		補助対象経費の 実支出予定額 A	寄付金その他の 収入見込額 B	差引額 (A-B) C	補助基準額 (別表第3欄参 照) D	算定基準額 (CとDのい ずれか低い方 の額) E	県補助所要額 (千円未満の端 数切捨て) F
感染防止用の施設用消毒機器等 の購入事業							
オンライン 授業等受講 環境整備事 業	パソコン購入						
	タブレット購入						
	インターネット 回線整備						
施設等の職員が感染症対策の徹 底を図りながら業務を継続的に 実施していくための事業							
合計							

(記入上の注意)

- 1 A欄には、同一事業で複数の契約がある場合は、その合計額を記入すること。
- 2 D欄には別表第3欄の掲げる補助基準額を記入すること。
- 3 F欄にはE欄と同額を記入すること。(ただし、千円未満の端数がある場合はこれを切り捨てた額を記入すること。)

様式第2号（第5条、第8条関係）

新型コロナウイルス感染対策に係る緊急環境整備事業収支予算（決算）書

収入の部 (単位：円)

収入の部	予算（決算）額	摘要
計		

支出の部 (単位：円)

支出の部	予算（決算）額	摘要
計		

様

職氏名

印

鳥取県児童養護施設等の新型コロナウイルス感染対策に係る緊急環境整備事業補助金
交付決定通知書

年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県児童養護施設等の新型コロナウイルス感染対策に係る緊急環境整備事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の補助事業は、「鳥取県児童養護施設等の新型コロナウイルス感染対策に係る緊急環境整備事業」とし、その内容は、……………とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、……………とする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県児童養護施設等新型コロナウイルス感染対策に係る緊急環境整備事業補助金交付要綱（令和2年5月1日付第202000031398号鳥取県子育て・人財局長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

様式第4号（第8条関係）

鳥取県児童養護施設等新型コロナウイルス感染対策に係る緊急環境整備事業報告書

1 実施施設の概要

- (1) 施設の名称及び所在地
- (2) 施設種別
- (3) 設置主体及び運営主体
- (4) 入所（利用）定員
- (5) 事業開始日 ※新設の場合のみ

2 事業実績の概要

- (1) 事業内容
- (2) 事業の実績 ※事業の効果等を記入すること。

3 事業費内訳

(1) 対象経費の実支出額

(単位：円)

科 目	金 額	算 出 内 訳
報給員手当 賃借償済 報共旅需 役委改設 備品賃 酬料等 金費費 費費料 費費料 費費料		
合 計		

4 他の補助金の活用の有無 (有・無)

※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をすること。

※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記入すること。

5 消費税の取り扱い（一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者）

6 添付書類

- ・補助金精算額内訳書（別紙2）
- ・契約書、請求書、支払領収書の写し

別紙 2 - 1 (里親以外)

鳥取県児童養護施設等新型コロナウイルス感染対策に係る緊急環境整備事業補助金精算額内訳書

(単位：円)

事業名	補助対象経費の実支出額 A	寄付金その他の収入額 B	差引額 (A-B) C	補助基準額 (別表第3欄参照) D	算定基準額 (CとDのいずれか低い方の額) E	県補助所要額 (千円未満の端数切捨て) F	交付決定額 G	受入済額 H	差引過不足額 (H-F) I
感染防止用の施設用消毒機器等の購入事業									
施設等の個室化改修事業									
オンライン授業等受講環境整備事業									
施設等の職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施していくための事業									
合計									

(記入上の注意)

- 1 A欄には、同一事業で複数の契約がある場合は、その合計額を記入すること。
- 2 D欄には別表第3欄の掲げる補助基準額を記入すること。
- 3 F欄にはE欄と同額を記入すること。(ただし、千円未満の端数がある場合はこれを切り捨てた額を記入すること。)

別紙 2 - 2 (里親)

鳥取県児童養護施設等新型コロナウイルス感染対策に係る緊急環境整備事業補助金精算額内訳書

(単位：円)

事業名	補助対象経費の 実支出額	寄付金その 他の収入額	差引額 (A-B)	補助基準額 (別表第3 欄参照)	算定基準額 (CとDの いずれか低 い方の額)	県補助所要 額 (千円未満 の端数切捨 て)	交付決定額	受入済額	差引過不足 額(H-F)
	A	B	C	D	E	F	G	H	I
感染防止用の施設用消毒機 器等の購入事業									
オンライン 授業等受講 環境整備事 業	パソコン購 入								
	タブレット 購入								
	インターネ ット回線整 備								
施設等の職員が感染症対策 の徹底を図りながら業務を 継続的に実施していくため の事業									
合計									

(記入上の注意)

- 1 A欄には、同一事業で複数の契約がある場合は、その合計額を記入すること。
- 2 D欄には別表第3欄の掲げる補助基準額を記入すること。
- 3 F欄にはE欄と同額を記入すること。(ただし、千円未満の端数がある場合はこれを切り捨てた額を記入すること。)

様式第 5 号（第 8 条関係）

番 号
年 月 日

様

住 所
氏 名
印
(団体にあっては、団体名称及び代表者氏名)

鳥取県児童養護施設等新型コロナウイルス感染対策に係る緊急環境整備事業
仕入控除税額報告書

年 月 日付第 号で交付決定を受けた 年度鳥取県児童養護施設
等新型コロナウイルス感染対策に係る緊急環境整備事業補助金に係る消費税及び地方消費税に
係る仕入控除税額については、下記のとおり報告します。

記

- 1 施設の種類及び名称
- 2 鳥取県補助金等交付規則（昭和 32 年鳥取県規則第 22 号）第 18 条第 1 項の規定による確定
額又は事業実績報告による精算額
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
(要補助金返還相当額)
金 円
- 4 添付書類
消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳及び確定申告書の写し